

国際医療福祉大学成田病院組織規程

(目的)

第1条 国際医療福祉大学成田病院（以下「病院」という。）の組織については、この規程の定めるところによる。

(方針)

第2条 病院が業務運営を行うにあたって必要な組織を定めることにより、病院の運営の円滑化、責任の明確化を図り、安全・安心で高度な医療の提供を実現する。

(組織)

第3条 病院に次の部、科、室、センター及び課を置く。

(1) 診療科（医局）

消化器内科、循環器内科、糖尿病・代謝・内分泌内科、腎臓内科、呼吸器内科、緩和医療科、血液内科、臨床腫瘍科、脳神経内科、心療内科、精神科、アレルギー・膠原病内科、総合診療科、感染症科、消化器外科、乳腺外科、小児外科、呼吸器外科、心臓外科、血管外科、腎泌尿器外科、脳神経外科、整形外科、リハビリテーション科、産科・婦人科、小児科、臨床検査科、眼科、耳鼻咽喉科、皮膚科、形成外科、麻酔・集中治療科、救急科、放射線科、病理診断科、歯科口腔外科、脊椎脊髄センター、消化器病センター、血液浄化（透析）センター、脳卒中センター、創傷治療センター、てんかんセンター

(2) 中央診療部門等

手術部、集中治療部、輸血・細胞療法部、リハビリテーションセンター、国際臨床感染センター（感染症科/感染制御部）、遺伝子診断センター、国際遠隔診断センター（放射線診断・病理診断・内科診断）、がん放射線治療センター、予防医学センター

(3) 看護部

1階（外来）、2階（外来）、3階（外来）、5階B病棟、5階C病棟、5階D病棟、6階A病棟、6階B病棟、6階C病棟、6階D病棟、7階A病棟、7階B病棟、7階C病棟、7階D病棟、8階A病棟、8階B病棟、8階C病棟、HCU、ICU、SCU

(4) 感染制御部

(5) 医療安全管理部

(6) 放射線安全管理部

(7) 未来研究支援センター（成田病院分室）

(8) 臨床教育センター

(9) 薬剤部

(10) 診療技術部

放射線技術部、リハビリテーション部、検査部、臨床工学室、栄養室

(11) 治験管理部

(12) 病院事務局

総務部、管理部、管理課、情報システム室、運営部、医事課、診療情報管理室、MA室、保健医療サービス部、予防医学センター、予防医学企画推進部、健康増進センター、メディカルクラブ、経理部、経理課、企画部、地域医療連携室、人事部、人事課、採用課、人事研修課、CS室、国際室

(役職)

第4条 病院に次の役職を置く。

- (1) 病院長、副病院長
- (2) 診療科(医局)にセンター長、医局長、診療科部長を置く。
- (3) 中央診療部門における各組織に、センター長、部長を置く。
- (4) 看護部に看護部長、副看護部長、看護師長、看護副師長を置く。
- (5) 感染制御部に部長を置く。
- (6) 医療安全管理部に部長を置く。
- (7) 放射線安全管理部に部長を置く。
- (8) 臨床教育センターにセンター長を置く。
- (9) 薬剤部・診療技術部に部長・技師長、室長を置く。
- (10) 事務局に事務局長を置く。
- (11) 病院事務局内に設置したセンター及び部等に、部長を置くことができる。
- (12) 部門間にまたがる業務を掌理する統括部長職を置くことができる。
- (13) 各部署には必要に応じて、副センター長、副部長、課長、課長補佐、係長、主任、副主任を置くことができる。

(選任)

第5条 病院長は、別に定める国際医療福祉大学成田病院長選任規程に基づき選任する。

- 2 副病院長・診療科部長・センター長・看護部長・事務局長など院長を補佐し病院経営に直接携わる者は、大学本部と病院長が協議の上決定する。
- 3 その他の役職の決定については、別途人事課が定める所定の手順に従って決定する。

(権限・役割)

第6条 病院長は病院全体の管理・運営を掌理し、日々の病院運営、適用される法令の遵守、並びに検査機関や管轄諸官庁からの報告に対する病院の対応に責任を負う。所属員の指揮監督、医師等の確保並びに外部等との折衝を行い、病院の運営理念を達成し、安全・安心で高度な医療の提供を実現する。

- 2 副病院長は、病院長を補佐し、所属員を監督し、病院長・病院長代行に事故があるとき又は病院長が欠けたときは、その職務を代理する。ただし、副病院長が2人以上あるときは、あらかじめ定めた順序により職務を代理する。
- 3 副病院長が2人以上いる場合に病院長が必要と認めるときは、前項に定めるもののほか、特に副病院長を指定して特定の事務を掌理させることができる。
- 4 診療科部長、センター長は、病院長の命を受けて所管の業務を掌理し、所属員を指揮監督す

る。

- 5 看護部長は、病院長の命を受けて、所管の業務を掌理し所属員を指揮監督する。副看護部長、看護師長、看護副師長は、各々上司の命を受けて、分担看護業務に関し所属員を指揮監督する。
- 6 医療安全管理部長、感染制御部長は病院長の命を受けて、所管の業務を掌理する。
- 7 薬剤部長、診療技術部長、検査部長、放射線部長、栄養室長、臨床工学室長、リハビリテーション部長は病院長の命を受けて、所管の業務を掌理し、所属員を指揮監督する。
- 8 事務局長は、病院長の命を受けて、所管の業務を掌理し、所属員を指揮監督する。
- 9 運営部長・企画部長・総務部長・人事部長・管理部長は事務局長の命を受けて、分担業務に関し所属員を指揮監督する。
- 10 副部長、室長、課長、室長補佐、課長補佐及び係長は、各々上司の命を受けて、所管の業務を掌理し、所属員を指揮監督する。
- 11 第2項から第10項で定める役職者は、各業務の遂行に当たって、必要な方針や手順を策定しなければならない。また、その方針や手順が遂行されていることを確認しなければならない。

附 則

この規程は、令和2年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年2月1日から施行する。